

動 向

社会保障法判例

岩 村 正 彦

ホームヘルパーによる預金等の着服と区の損害賠償責任
(世田谷区ホームヘルパー事件)

東京地方裁判所平成11年3月16日判決(平成6年(行ワ)第14916号、N(仮名)対世田谷区、損害賠償請求事件)『賃金と社会保障』1254号、64頁

であった。

I 事実の概要

1 (1) Y(世田谷区)は、1988年当時、重度の心身障害のために独立して日常生活を営むのに支障のある心身障害者(心身障害児を含む)を抱える家庭(「障害者家庭」という)に、家庭奉仕員等を派遣し、家事・介護等を行う心身障害者家庭奉仕員等派遣事業(以下「本事業」という)を実施していた。

(2) 本事業の実施の詳細は、Y心身障害者家庭奉仕員等派遣事業運営要綱(以下「本件要綱」と、Y心身障害者家庭奉仕員派遣事業取扱要領(以下「家庭奉仕員要領」)およびY心身障害者家事援助者派遣事業取扱要領(以下「家事援助者要領」)が定めていた。これらによれば、障害者家庭のうち、定期的派遣を要する低所得世帯および区長がとくに必要と認めた世帯には家庭奉仕員が、それ以外の世帯には家事援助者が派遣される。家庭奉仕員は、原則としてYの常勤職員(公務員)であり、家事援助者は、家政婦紹介所に登録し、Yに届け出ている者のうち、採用時研修の修了証が交付されている家政婦(民間人)

本件要綱等によれば、家庭奉仕員等の派遣は、つぎのように行われる。①家庭奉仕員等の派遣を受けようとする者は、「心身障害者家庭奉仕員等派遣申出書」を区長(主管は福祉事務所長)に提出する。②福祉事務所長による審査等を経て、派遣の要否を区長が決定する。③区長は、派遣を適当と認めたときは、「心身障害者家庭奉仕員等派遣通知書」により、派遣することができないときは、「心身障害者家庭奉仕員等派遣不承認通知書」により、申出者に通知する。④派遣通知には、派遣期間、1週あたりの派遣回数、1週あたりの派遣時間数、サービス内容および費用の負担区分を明記する。⑤申出者は、所得基準に応じて一定の費用を負担する。⑥申出者への負担費用の納入通知は、原則として派遣実績に応じて行うが、介護券による場合は、事前に納入の通知を行う。⑦区長は、家事援助者の派遣が必要な世帯に対して予め介護券を交付するときは、申出者から「心身障害者家事援助者介護券交付申請書」を提出させる。派遣費用を負担する世帯に対する介護券の交付は、費用を納入した後に行う。介護券は、原則として月単位で交付する。⑧家庭奉仕員等の派遣を受け

ことになった利用者は、いつでもその派遣を辞退できる。

(3) 前述のように家事援助者は家政婦であったが、これについては、Yの委託を受けた東京都知事と家政婦連合会との間で協定が締結されている。これによれば、①連合会が実施主体(Y等の市区町村)の発行する発注書により介護券を納入し、実施主体は、納入した介護券の代金を連合会に支払う。②連合会に所属する家政婦等紹介所は、介護券の交付を受けた対象者がサービスを依頼したときは、実施主体に登録等をした家政婦等(家事援助者)を責任をもって紹介し、派遣させる。③家事援助者は、サービスを提供した都度、対象者から介護券を受領する。④家事援助者は、対象者から受領した介護券にもとづき賃金等を紹介所に請求する。⑤実施主体と連合会は、毎年度末に、介護券の使用実績にもとづいて、精算する。⑥家事援助者は、行ったサービス内容等につき、それぞれの対象者の状況について「家庭奉仕員等派遣状況報告書」を作成し、連合会を経由して、実施主体に報告する。

2 Xは、Yの住民であるが、1978年頃右眼を失明し、1989年2月頃、身体障害2級の認定を受け、その後さらに身体障害1級の認定を受けた。Xの夫Mも、腎臓機能障害、右眼失明により、身体障害1級の認定を受けている。

Mは、1988年8月頃、日常生活の介護を受けるため、Yに対し、本件事業にもとづく家庭奉仕員の派遣を申請した。これをうけたYは、1988年8月17日、Yの社会福祉事務所の常勤職員である家庭奉仕員を、週1回X方に派遣することを決定し、それにもとづき、同22日から、家庭奉仕員がMおよびXの日常生活の介護にあたった。

介護の結果、MおよびXが失明状態の生活に慣れ、精神状態も安定してきたことから、Yは、1989年1月19日、Mらに対する介護サービスの内容を家庭奉仕員の派遣から家事援助者の派遣に切り換えることを決定し、さらに、同24日、家事援助者の派遣回数を週2回(1回3時間)に変更する旨を決定した。ケースワーカーは、X方

への訪問と説明を経て、K家政婦紹介所に対し、X方への家政婦の派遣を依頼した。K紹介所は、この依頼を受けて、当時同紹介所に登録していた訴外SをX方に派遣することとした。Sは、1989年1月から1991年4月まで、毎月8回ないし9回、X方に赴いて、家事に従事し、その都度、XからY発行の介護券の交付を受け、これによりK紹介所から賃金等の支払を受けた。この間、1989年11月にはMが入院したため、Yは、援助の対象をXのみとする変更決定をした。

3 Xは、Sが、Xに視覚障害があることやXの信頼を得ていることを奇貨として、1989年7月下旬頃から1991年2月下旬頃までの間に、XおよびM名義の銀行預金口座から、Xに無断で金員を引き出すなどして、着服し、合計で2179万円余の損害を与えたと主張して、国家賠償法1条または民法715条を根拠に、Yに対して、前記額と慰謝料・弁護士費用の賠償(Sが賠償した分を除く)を請求して、訴えを提起した。

II 判 旨(請求棄却)

1 事実欄で挙げた①、②、③、⑤、⑧の事実、および本件事業により利用者に供給される家事・介護サービスは、利用者が私人との契約によっても給付を受けることができる性質のものであることに鑑みれば、「本件事業におけるYと利用者との法律関係は、利用者の申出とこれに対するYの区長の承認とによって設定される公法上の契約関係であると解するのが相当である。」

2 民間人の家政婦である家事援助者の派遣に関する都知事と家政婦連合会との間の協定の仕組みの下では、「Yが利用者との公法上の契約関係に基づいて負う基本的な債務は介護券を給付することに尽きるのであって、Yが決定したサービスについては、別に利用者と家政婦との間でその提供に関する契約(雇用契約又は準委任契約)が締結され、この契約の履行として利用者に提供される関係に立つと解すべきである。したがって、この仕組みは、Yが介護券の交付によって利用者の家政婦に対する費用を助成する制度とみるべ

きことになる。」

3 (1) 「本件事業における家庭奉仕員の派遣と家事援助者の派遣の法律的性質は、本件事業の具体的な仕組みに照らして個別・実質的に判断されるべき事柄であり、双方の派遣の取扱いが同一の要綱に定められていることをもって、その法律的性質も同じものと見るべきであるとするのは、単なる形式論であって、採用することはできない。」

(2) 「本件事業においては、Yが申出に基づいて、派遣回数、時間数及びサービス内容を含む派遣決定をしている」が、「この仕組みは、申出者の需要に応じたサービスを実現するという配慮のほかに、家事援助者の派遣に要する費用をYが負担することから、公金の適正な使用という目的に資する意味も有する」。「Yが右のような要請に基づいて家事援助者の派遣決定をすることとこれによって定められたサービスをいかなる方法で提供するかは、自ずから別個の問題であって、家事援助者の派遣そのものもYの責任においてなすべきものとの帰結を当然にもたらすものとはいえない」。家事援助者の派遣費用を介護券によって支払う仕組みは、「実質的に見れば、Yが家事援助者の派遣費用を利用者のために立替払いし、その一部を利用者から求償する仕組みであるから、利用者の負担金が直接家事援助者に支払われるのは、むしろ当然のことであり、このことをもって、Yが家事援助者の派遣についても責任を負うと解すべき根拠とはできない。」

(3) したがって、「本件事業における家事援助者をYの履行補助者と見るべきであるとするXの……主張は、根拠を欠くものというべきである。」

(4) 本件事業における家事援助者の派遣の仕組みの下では、「Yは、法律上も、事実上も、家事援助者をその指揮監督下に置いてみると見ることはできず、この観点からも、家事援助者はYの履行補助者に当たらない。」

4 「本件事業において家事援助者を派遣する方法が選択される場合には、Yは、利用者に提供されるサービスの内容を決定するけれども、これ

を自ら提供するのではなく、利用者に介護券を交付することにより、利用者において家事援助者からサービスを受ける費用を助成するに止まっている」。「この場合の利用者に対するサービスは、家事援助者が利用者との契約に基づく債務の履行として提供するのであり、しかも、これについてYの指揮監督は事実上も及ばないのであるから、この場合における家事援助者をして、Yに代わって実質的に公権力を行使する公務員に当たると評価することはできない。」

「したがって、Sが家事援助者として行った不法行為に關し、Yが国家賠償法1条1項の責任を負うとするXの主張は採用することができない。」

5 4と同様の理由により、「本件事業におけるYと家事援助者との間に使用者と被用者との関係が成立するものと認めることができないから、Yが民法715条の使用者責任を負うとするXの主張も、採用することができない。」

6 「本件事業において家事援助者が派遣される場合においても、Yと利用者との間に公法上の契約関係が生ずるけれども、この場合のYの債務は介護券の交付に尽きるのであって、利用者に対する具体的なサービスの提供についてまで及ぶものではない」。「したがって家事援助者によるサービスの提供について、Yが安全配慮義務又は善管注意義務を負うとするXの主張は、その前提において当を得ないものであり、採用の限りではない。」

III 解 説

判旨には疑義を差し挟む余地もないではないが、請求を棄却した結論は相当と考える。

1 地方公共団体が行う社会福祉サービスの提供に際して発生した不法行為について、地方公共団体の損害賠償責任が問題となった事例は、少ないながらも存在する。ただ、これらの事例は、人身損害に関するものに限られている（広島地福山支判昭和54・6・22判時947号101頁（市が設置し社会福祉法人に管理を委託していた知的障害者

施設での知的障害者の死亡事故。市の国賠責任を肯定), 千葉地松戸支判昭和63・12・2判時1302号133頁(市の家庭保育福祉員制度を利用した無認可保育所での乳児の死亡事故。市の賠償責任を否定)¹⁾, 浦和地熊谷支判平成2・10・29(未公刊・賃金と社会保障1131号29頁および季刊社会保障研究29巻2号186頁参照。措置委託を受けた社会福祉法人立の保育園での事故による後遺障害。市の賠償責任を否定))。本件でも、地方公共団体(特別区)の損害賠償責任が問題となっているが、地方公共団体の行う家庭奉仕員等派遣事業にもとづき派遣された家事援助者による、利用者の金員着服行為の事案である点に、上記の裁判例との違いがある。社会福祉サービスの一環としてのホームヘルプサービスに際して起きた、金員着服行為に対する事業主体たる地方公共団体の損害賠償責任を論ずる、公刊されたものとしては、おそらく初めての裁判例である。

さらに、本件の事案としての特色は、本件の家事援助者が、地方公共団体自体や、その委託を受けた社会福祉協議会等から派遣されたのではなく、介護券支給方式によって家政婦紹介所から紹介された家政婦であるところにある。そして、こうした方式によって紹介された家事援助者(家政婦)の不法行為について、事業主体である地方公共団体の損害賠償責任を否定した点で、行政実務上および裁判実務上注目すべき判決である。

2 判旨1は、Yの常勤職員の派遣も含めた、本件要綱にもとづく家庭奉仕員等派遣にかかる法律関係を、公法上の契約関係と構成する。社会福祉サービスとしてのホームヘルパー派遣をめぐる法律関係の性質は、それほど明確に議論されているわけではない。ただ、数少ない裁判例も、ホームヘルパーの派遣決定を行政処分と把握している(大田区ホームヘルパー事件・東京地判平成8・7・31判時1593号41頁、大阪市ホームヘルパー事件・大阪地判平成10・9・29賃金と社会保障1245号30頁)。学説も、措置全般を行政処分によると解しており(堀1997, pp.160-161), また、現在進行している社会福祉基礎構造改革に関する審議会等の議論も、ホームヘルパーの派遣を含め

たサービスの提供は行政処分によることを前提にしている(構造改革分科会1998)。

給付行政では、法律関係は契約関係とみるのが一般的とされているが(塩野1994, pp.158-159), その場合でも、給付開始決定を行政処分と構成することはある(補助金適正化法6条等参照)。ホームヘルパーの派遣の場合も、法律関係の基本的な性質は契約関係であるが、その開始や変更は行政処分にからしめていると解することは可能である。こう考えうるならば、判旨1は、前記裁判例等と相対立する見解を述べるわけではないことになろう。

もっとも、本件の家庭奉仕員等の派遣の法律関係の法的性格をどう捉えるかが、Yの損害賠償責任の存否を左右するわけではない。行政処分によって形成される法律関係と捉えるのであれ、公法上の契約によって形成される法律関係と捉えるのであれ、本件の判断にとって重要なのは、いかなる内容の法律関係が形成されたかである。事案の処理に決定的だったのは、法律関係の性質決定ではなく、契約内容の捉え方である。これが、本判決の結論を左右したと思われる。

3 (1) 本件事業でYの負う債務内容および本件家事援助者派遣の法的性格に関する、判旨2および3の解釈の主たる論拠は、①都知事と家政婦連合会との本件協定の内容(判旨2), ②同一の要綱に根拠を持つ家庭奉仕員派遣と家事援助者派遣とを、法律関係の構成上は区別して扱いうるという解釈(判旨3(1)), にある。

實際、判旨2および3のとる解釈も相当程度の説得力を持つ。Yの常勤職員である家庭奉仕員の場合と異なり、家事援助者については、Yは家政婦紹介所を介して、紹介をするのみである。紹介所から紹介された家政婦を雇うかどうかは利用者の判断に委ねられている。したがって、家事援助者の派遣事業は、介護券支給方式と相まって、家事援助者を利用者が雇った場合に、Yがその報酬の一部を補助する仕組みであると構成することが可能といえる。

(2) それでも、この点に関する判旨の見解には、疑問も提示しうる。

判旨2が論拠とする本件協定は、都知事と連合会との間で、家事援助者の人員確保と報酬の支払方法を定めたものである。Yは都知事に協定締結を委託しているから、Yが本件協定の適用を受けるとしても、利用者は本件協定の当事者ではない。それゆえ、本件協定が、Yと利用者との法律関係の内容に直ちに反映するとは考えにくい。

また、本判決の示す概要によれば、本件要綱は、家庭奉仕員と家事援助者とをひとまとめにして規定している。したがって、判旨3の見解とは異なり、むしろ、両者の法律関係は同じであることを前提としていると把握することも可能である。とくに、本件要綱によれば、本事業の目的は、「家庭奉仕員および家事援助者を派遣して、適切な家事、介護等の日常生活の世話をを行う」ことである。つまり、家事援助者の派遣の目的は、介護券の交付にとどまらず、家事・介護等の日常生活の世話をを行うこと自体であると解することができる。また、本件要綱自体が、家庭奉仕員についてと同様に、家事援助者についても、その行うサービス内容を規定している点も、やはり、両者の法律関係を同じものと把握している根拠となりうる。

介護券の交付は、本件要綱では、サービスの内容としては定められていない。その定め方や規定の場所から見て、むしろ、利用者の費用負担方法にかかるものと解釈するのが素直である。判旨3(2)は、こうした費用負担のあり方を、サービスの内容そのものに結びつけるが、要綱の解釈としては、いささか強引ともいえる。

(3) このように、本件要綱については、判旨のような解釈も成り立つが、異論の余地のないほど強固であるとまでは断言し難い。判旨とは別段の立場から、Yと利用者との法律関係は、家事援助者についても、介護券の支給のみに減縮されるものではなく、家事・介護等の日常生活上の世話を目的とする契約関係であると把握する途も十分に存在する。

Yと利用者との関係を上記のように捉えると、Yの国賠法上の責任の有無は、Yの行う「家事・介護等の日常生活上の世話」というサービスが、公権力の行使にあたるか、そして、家事援助

者が公務員にあたるか、によって決まることになる。

4 (1) 国賠法上の損害賠償責任の成立要件の一つである「公権力の行使」をめぐっては、周知の通り、諸説あるが、現在の通説・判例は、私的経済活動（備品の購入等）および国賠法2条の定める営造物の設置管理以外の、国・地方公共団体等の作用を意味するという立場をとる（いわゆる広義説。宇賀1997, p. 24以下）。

社会福祉サービスの提供という作用が、公権力の行使に当たるかには、定説があるとは言い難い。裁判例には、入所措置決定によって入所した社会福祉法人立の保育園の保母の業務は、公権力の行使に当たらないとするものがある（前掲・浦和地熊谷支判平成2・10・29）。他方で、市が行う社会福祉事業（市が設置し、その管理を社会福祉法人に委託していた知的障害者福祉事業（施設入所））は公権力の行使に該当するとするものもある（前掲・広島地福山支判昭和54・6・22）。前記広義説の立場に立つならば、地方公共団体の行う社会福祉事業は、やはり「公権力の行使」に該当しよう（宇賀1989, p. 52は、公立保育所の保育は「公権力行使」に当たるとする）。本件でYが行う家庭奉仕員等派遣事業も、（介護券の支給に縮減されないという前提に立てば）以上の見地からは、「公権力の行使」に当たると考えてよい。

(2) では、本件における家庭奉仕員等は国賠法にいう「公務員」に該当するか。本事業によって派遣される者のうち、Yの常勤職員である家庭奉仕員は、身分上も公務員であるから、当然、ここにいう「公務員」に該当する。これに対して、本件で問題となった家事援助者は、私人であるので、別段の検討をする。

裁判例では、前掲・広島地福山支判昭和54・6・22が、社会福祉法人の職員も「公務員」に当たると判断している。これに対し、公務員性を問題とした例ではないが、前掲・千葉地松戸支判昭和63・12・2は、市の補助（報償金）を受ける家庭保育福祉員で無認可保育所で勤務する者は、民法715条にいう「被用者」ではないとする。市の措置委託を受けて保育をする社会福祉法人の職員

に関する事例である前掲・浦和地熊谷支判平成2・10・29は、当該職員の業務は「公権力の行使」に該当しないと判示し、間接的にではあるが、公務員性を否定すると読むこともできる(菊池1994, p. 32)。このように、裁判例の立場は必ずしも一致していない。

一般論としては、私人であっても、公権力の行使を行うのであれば、国賠法上の公務員に該当する(宇賀1997, p. 35)。ただ、国や地方公共団体等に損害賠償責任を帰属させる以上、その私人が「公権力の行使に当たっていること」、いいかえれば、国・地方公共団体等が、当該私人に公権力の行使に当たらせている、つまり公権力の行使を委ねていることが要件となると解ざるをえない。この点、判旨4は、判旨3(4)の説示を受けて、家事援助者にYの指揮監督が事実上も及ばないことを指摘し、家事援助者の公務員性を否定している。それゆえ、判旨は、指揮監督の有無を、公権力の行使を委託しているか否かの判断基準とするようである。

確かに、本判決も指摘するように、Yの家事援助者に対する支配力は強くない。しかし、①家事援助者の職務内容は、本件要綱および本件協定によって、Yも関与して予め決定されていること、②家事援助者に誰がなったかや、業務の遂行状況を、「家庭奉仕員等派遣状況報告書」を通して、Yが把握していること、③そして、前述のように、Yが実施し、家事援助者が従事する本件事業は公権力の行使に当たると解されること等から、家事援助者に公権力の行使を委ねているといいうるだけの指揮監督は存在すると見ることも不可能ではあるまい。本判決は、①状況報告が、連合会を介した間接的なものであること、②連合会が家政婦に対する懲戒権等を持たないこと、③連合会は個々の家政婦に対して指揮監督する立場にないこと、④Yは家事援助者の交代措置は採ることができないことを指摘して、Yの指揮監督を否定する。具体的な業務内容に関する指揮監督や、強制力を伴う指揮監督権限を本判決は要求するのである。けれども、裁判例は、本判旨が指摘する具体的な指揮監督等は想定できない、公務

への従事が一時的・臨時的で、給与・報酬もない者であっても、公権力の行使を担当するときは、公務員にあたると解している(金沢地判昭和50・12・12判時823号90頁)。これと比べると、損害賠償責任を国・地方公共団体に帰責させる要件として、判旨の考えるような指揮監督権限を要求するのは厳しすぎる。したがって、本件事業の内容は、介護券支給に限定されるものではなく、公権力の行使に該当するという前提に立てば、Yが、かかる事業の実施を、本件のような家事援助者を用いて組織化している以上、この事業に従事する家事援助者は、Yの支配下にあるのであって、公務員性が認められると考えることも許されよう(これに対し、菊池1999, p. 110は否定的に解する)²⁾。

5 以上の考察によれば、本判決の結論とは逆に、Yの国賠法上の損害賠償責任発生の要件である「公権力の行使」や「公務員性」を肯定する余地も存在することになる。ただ、最終的に、Yの国賠法上の損害賠償責任が認められるためには、同法1条の他の要件も満たさなければならない。この点、本件でとくに問題となるのは、Sの行為が「職務を行うについて」といえるかである。

国・地方公共団体等の国賠法上の責任が発生するには、当該行為が「職務を行うについて」なされたものでなければならず、「職務を行うに際して」なされたものでは不十分である(宇賀1997, p. 38)。したがって、たとえば、差し押さえ係官が、差し押さえ時の家屋への立ち入りを奇貨として行った窃盗行為は、「職務を行うに際して」の行為にすぎず、国賠法上の責任は生じないと解されている(ただし、いわゆる外形標準説に立って、責任を肯定する余地もないではない。宇賀1997, p. 39以下)。

本件では、Sの行った銀行口座からの引き出し行為等は、本件事業が予定する家事援助者の業務内容を逸脱している。こうした行為は、SとXとの間の個人的な信頼関係によるものか、あるいは家庭への立ち入りを奇貨としたものと評価せざるをえないであろう。したがって、Sの本件行為は、「職務を行うに際して」行ったものであって、

国賠法1条にいう「職務を行うについて」という要件を満たさないと解される。そうだとすると、かりに本判決の立論とは別の見地に立って、「公権力の行使」、「公務員性」を肯定しても、結局、Yの損害賠償責任は否定されることになり、結論は本判決と同じところに落ち着くことになる。

6 最後に、本判決の射程などについて、一言触れておこう。

本判決の示す解釈は、あくまでも家事援助者についてのものであり、先に言及したように、Yの家庭奉仕員は、本判決の射程外と考えられる。というのは、家庭奉仕員は、身分上も公務員である上、本判決は、家事援助者に関する連合会との協定の内容や、家事援助の場合に用いられる介護券支給方式等を決め手として、家事援助事業の内容および家事援助者の地位に関する解釈を導いているからである。

また、本判決は、本件の家事援助事業と同じ形態で行われる社会福祉サービスをめぐる国・地方公共団体等の国賠法上の損害賠償責任を検討する際の素材を提供している。なぜなら、本件の家事援助事業のサービス利用形態は、介護保険の下での各種介護サービスの利用形態や、第147国会で審議中の社会福祉事業法等の改正による社会福祉基礎構造改革が想定する社会福祉サービスの利用形態と、基本的に同じ構造だからである。介護保険や社会福祉基礎構造改革の構想する社会福祉サービスにおいて、地方公共団体等の行う事業が、サービス利用費用の支弁に集約されると解するならば——なお慎重な検討が必要であるが——本判決の論理が、そのまま介護保険等の下での事例にも妥当することになりそうである。そうだとする

と、地方公共団体等の国賠法上の損害賠償責任は、不適格なサービス提供者の紹介や、介護保険法等が定める監督権限の不行使の局面において問題となることになろう³⁾。

注

- 1) 控訴審(東京高判平成7・2・3判時1591号37頁)および上告審では、死因が乳幼児突然死症候群であるとされたため、そもそも市の損害賠償責任は問題とならなかった。
- 2) もう一つ可能性のある法律構成は、連合会ないし紹介所を、Yの本件事業の業務を委託された者とみて、家政婦をその履行補助者と構成するというものである。ただ、連合会自体は家事・介護等の業務を委託されているわけではなく、家政婦紹介所も、その法律上の位置づけからして、紹介業務を行うにとどまるから、この構成には難がある。
- 3) 本件の場合、家事援助者による金員の扱いに関して、Yが適切な監督の仕組みを設けていなかったことを、Yの過失とみて、国賠法上の損害賠償責任を追及する構成も考えられる。

参考文献

- 宇賀克也(1997)『国家賠償法』、有斐閣。
 菊池馨実(1994)「私立保育園園児事故による市町村の損害賠償責任」『賃金と社会保障』1131号。
 —————(1999)「ホームヘルパーによる預金の着服と自治体の損害賠償責任」『ジャリスト』1169号。

構造改革分科会(中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会を略記)(1998)『社会福祉基礎構造改革について(中間まとめ)』。

塩野 宏(1994)「行政法I 第2版」、有斐閣。

堀 勝洋(1997)『現代社会保障・社会福祉の基本問題』、ミネルヴァ書房。

参照条文

国家賠償法1条、身体障害者福祉法。

(いわむら・まさひこ 東京大学教授)